

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策一覧

各制度は令和4年1月15日時点のものです。今後、内容などに変更がある可能性もありますので事前にお問い合わせください。

対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例：【国】=国の制度)	概 要	問 合	
【個人向け】生活支援				
生活資金に困っている	感染症の影響により収入が減少した世帯	1 生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】	・据置期間や償還期限を延長した無利子・保証人不要の緊急小口資金などの特例貸付(上限20万円)を実施(～3月末)	社会福祉協議会 ☎35-0294
	生計を維持することが困難になった方	2 福祉金庫基金資金の貸付要件の緩和【市】	・他の融資を受けられない方を対象に生活資金の貸付(上限20万円)を実施(～3月末)	福祉課 ☎35-3139
	総合支援資金の特例貸付による再貸付等が終了した方など	3 生活困窮者自立支援金【国】	・再貸付等の最終貸付月が令和4年3月までの方などを対象に、支援金を3カ月間支給(～3月末) ・一度に限り、再支給も可能	
	令和3年度の住民税が非課税または令和3年1月1日以降それに準ずる収入となっている世帯	4 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【国】	対象世帯1世帯当たり10万円を支給 ①基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯 *申請手続きなどは、1月下旬から2月上旬頃を予定しています。	
	・高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金・授業料等減免)の利用者 ・大学などが総合的に判断の上、推薦する学生	5 学生などの学びを継続するための緊急給付金【国】	・新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生などの学びを継続するため、現金を支給 ・対象学生:国公立大学(大学院含む)、短大、高専、専修学校専門課程、法務省告示に指定される日本語教育機関 *留学生を含む ・給付額:10万円	各大学など
	家計が急変した家庭の学生	6 給付奨学金(家計急変採用)【(独)日本学生支援機構】	・給付奨学金の支給	日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301
	給与などを得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少している方など	7 住居確保給付金【国】	・住居喪失または住居喪失のおそれが生じている方に対して家賃相当額を支給 ・家賃相当額を原則3カ月間支給	福祉サービス総合相談支援センター ☎35-3002
	令和3年4月～令和4年3月の間に、事業主の指示により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方	8 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国・市】	・休業手当の一部を支給 支給額:休業前の1日あたりの支給額(平均賃金額の80%、上限あり)×休業実績	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
			・国の休業支援金の活用など一定の要件を満たした場合に次の額を補助 【通常(原則的な措置)の場合】 平均賃金額または国の上限額のいずれか低い額から国の支給額を控除した額 【地域特例の場合】 平均賃金額から国の支給額を控除した額 *地域特例:緊急事態措置、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定され県知事の要請を受けて営業時間の短縮などに協力した場合	雇用・産業創出課 ☎35-3182
令和3年11月1日～令和4年3月31日の間に、小学校等の臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった方(個人)	9 小学校休業等対応支援金【国】	・仕事ができなかった日について、1日当たりの定額を支給	小学校休業等対応助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999	



2022.1.15

ご不明な点は、新型コロナウイルス総合窓口(☎36-0024)までお問い合わせください。